

売却価額決定にあたっての地下埋設物の撤去・処分費用の見積り方法 (断面での対象の絞込み(校舎等建設に必要な部分にある廃材等：赤字枠内))

○ 地中深くの廃材などの処理の深度や範囲について、実際の土地利用(校舎建設の基礎工など)に必要な範囲に限定。

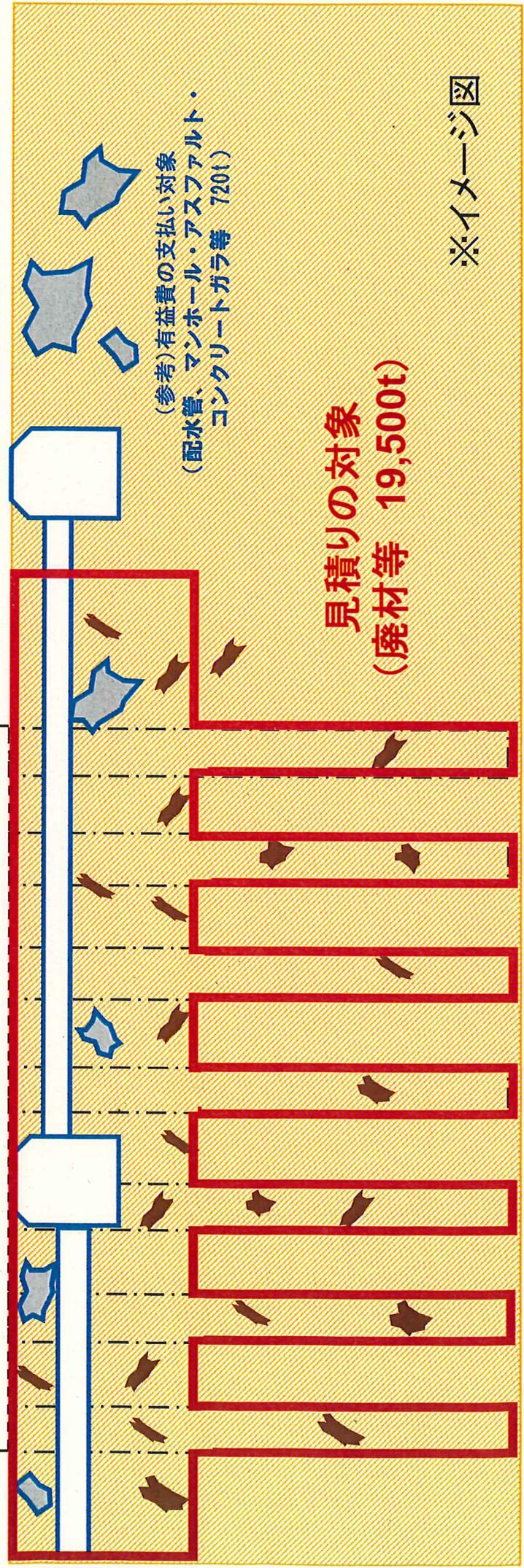
※ 売買契約書において、売買物件に関する一切の瑕疵について特約条項を附し、国の瑕疵担保責任を免除。

契約書第41条5

乙は、従前の経緯を踏まえて、前4項に定める瑕疵の他、その他乙が小学校建設及び運営を行ううえで支障となる売買物件に関する一切の瑕疵(隠れた瑕疵も含む)について、瑕疵担保責任を免除する

校舎・体育館 (9.9m杭工事を実施)

(参考) 有益費の支払い対象
 <かつて住居、道路等があったことなどに伴う地表・地中工作物>
 配水管、マンホール・アスファルト・コンクリートガラ等
 <汚染土>
 敷地の一部



見積りの対象
(廃材等 19,500t)

(参考) 有益費の支払い対象
(配水管、マンホール・アスファルト・コンクリートガラ等 720t)

※イメージ図

8.2 億円減額の疑問の整理（政府へのヒアリング等による）

- ・ H22 年国交省土地調査に基づく賃貸借契約のための H27.4.27 鑑定書は、地表から 3M まで存在が分かっていた廃材・廃プラについて土地の瑕疵の本質的要素とも校舎建設工事の障害とも認定していない。（更地価格 9.3 億円、大型廃棄物を中心に減額 1.2 億円と鑑定）
- ・ 他方、森友学園においても、H27.7.29～H27.12.15 の大型廃棄物撤去工事において、廃材・廃プラを校舎建設の障害として除去することもなく、土地の瑕疵という主張をすることもなく（国が埋め戻しを示唆した 9/4 付メモあり）、その後、H28.2 に校舎建設のための杭打ち工事に着手していた。
- ・ H28.3.11 に森本学園より「杭打ち工事で 9.9M の深さから新たな廃材・廃プラが発見された」との連絡があったが、①既に、森本学園は地表から 3M までの廃材・廃プラを除去することなくそのまま校舎建設を行うべく杭打ちを実行しており、②そもそも、杭が強固な岩盤等に打てれば廃材・廃プラがあろうが建築技術的には校舎建設は可能であるはずである。（いざとなれば、杭打ちの穴（体積）だけ廃材・廃プラを除去し、当初の予定よりより強固な杭を打てば良い）
- ・ とすると、国において（3.15 の籠池理事長の財務本省室長面談などを経て）、H22 国交省土地調査に基づく H27.4.27 鑑定書の考え方を無視し、また、これまでの森友学園における地表から 3M の廃材・廃プラに関わらない工事遂行の経緯を無視し、さらには、地下 9.9M の廃材・廃プラが杭打ち工事の支障にはならない建築技術的問題を無視し、同土地調査のデータを使って独自に、大阪航空局として初の瑕疵見積もりをし、試掘による地表から 3.8M まで及び 9.9M の杭打ち穴（体積）の廃材・廃プラを土地の瑕疵として減額の見積もりに算入したこと自体が合理的な根拠を欠く。
- ・ 少なくとも森友が土地の瑕疵としての主張も校舎建設の障害ともしていなかった地表から（3M を超えた）3.8M まで全てを減額する必要がない。また、森友学園が杭打ちの工法を変える意思表示もないのに 9.9M の杭打ちの穴（体積）すべてを減額する必要もない。
- ・ 国は「一年後の開校ができなかったら損害賠償を受ける可能性があった」というが、9.9M に廃材・廃プラがあっても校舎建設は可能だし、現に賃貸借契約時の前から分かっていた 3M までの廃材・廃プラは除去することなく工事が進められていたのであるから、こうした損害賠償の主張は、信義則に反し権利の濫用に当たるもの等、国として有効な反論ができたはずである。
- ・ 現に、森友学園は土地購入後、8.2 億円に足るだけの廃材・廃プラの搬出をしていない旨、報道で証言している。しかも、国は森友学園が廃材・廃プラを除去したか確認していないとする。
- ・ さらに、国は、売却に際しての瑕疵担保免責特約のために 3.8M 及び 9.9M に基づく廃材・廃プラの除去費用 8.2 億円を見積もったというが、国が説明する将来担保すべきリスクとは(a) 不等沈下、(b) 小学校入学者等への心理的影響であるところ、(a) は上記の通り建築技術的根拠が疑わしく、また、(b) は森友学園と国が共同して 8.2 減額を非公開（近畿地方の過去三年間の随意契約で唯一）にしたのだから廃材・廃プラの存在は入学者や住民には分かることは想定できず、合理性を欠く。
- ・ なお、隣接するほぼ同面積の土地を豊中市が 7.7 億円（除去費用は市負担）で購入した事実や、森本学園以前の H23 にこの度の土地を他の学校法人が 5.8 億円（除去費用は当該法人負担）で購入したいとの意思表示を国が断った経緯などに照らしても、この度の国の森友学園への売却見積もりの（9.5 億円からの）8.2 億円減額は極めて均衡性を欠く不合理なものと言わざるを得ない。

UNMISSにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する
基本的な考え方（要旨）

1 南スーダンPKOについては、今年1月で派遣開始から5年という節目を越え、施設部隊の派遣としては過去最長となることから、かねてより、今後の在り方について、検討を行ってきたところである。

2 南スーダンの国造りプロセスについて見れば、国際社会の努力により、新たな段階に入りつつある。

(1) 具体的には、国連は、昨年、首都ジュバの治安改善等を任務とする新たなPKO部隊の創設を決定しており、その早期の派遣が懸案となっていたが、現在、部隊の展開が開始されつつあり、南スーダンの安定に向けた取組が進みつつある。

(2) また、南スーダンにおいては、国内における民族融和を進めることが大きな課題であり、そのため同国政府は、昨年、国民対話を行うことを決定していたが、今般、3月中に国民対話を開始する旨発表するなど、国内の安定に向けた政治プロセスに進展が見られる。

3 一方で、部隊の活動は、これまでの我が国PKO活動の中で、最大規模の実績を積み重ねており、我が国としては、自衛隊が担当する首都ジュバにおける施設活動については、一定の区切りをつけることができると考えている。

4 このような点を総合的に勘案した結果、本年5月末をもって、自衛隊の施設部隊による活動は終了することとした。ただし、UNMISS司令部に対する要員派遣は継続し、引き続き、UNMISSの一員として活動に貢献していく。

5 このような方針については、国連、南スーダン政府、関係国に事前に説明し、南スーダンのキール大統領をはじめとして、自衛隊の活動を高く評価し、感謝する旨の発言があったところである。

6 我が国としては、今後とも、政治プロセスの進展への支援や、食料援助を含む人道支援といった様々な形の支援を継続・強化していくことで、新たな段階を迎えつつある南スーダンの国造りにおいて、積極的に貢献していく考えである。

派遣継続に関する基本的な考え方

平成28年10月25日
内閣官房
内閣府
外務省
防衛省

【情勢】

- 1 南スーダンには、最も新しい国連加盟国であり、独立から間もない、世界で一番若い国である。
反政府勢力の存在や、部族間の対立があること、また、約二十年にわたる南スーダンの武力紛争を経て独立に至ったが、その間に使用された多数の武器が国内に出回っていることなどから、治安情勢は、極めて厳しい。

現在も、地方を中心に、武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々生じている。

4

首都ジュバについても、七月に大規模な武力衝突が発生しており、現在は、比較的落ち着いているが、今後の治安情勢については、楽観できない状況である。

政府としても、邦人に対して、首都ジュバを含め、南スーダン全土に「退避勧告」を出している。これは、最も厳しいレベル四の措置であり、治安情勢が厳しいことは十分認識している。

【PKO】

- 2 このような厳しい状況の中、南スーダンは、自らの力だけでは平和と安定を確保することができない。
だからこそ、国連による平和維持活動が行われており、我が国も、専門的な教育訓練を受け、厳しい環境でも活動できる自衛隊を派遣している。

国連の旗の下、国際社会が協力して、南スーダンの平和と安定のため力を合わせている。

アフリカの国々だけではなく、

例えば、国連 安保理 常任理事国の米国、英国、ロシア、中国、

地域毎に見ても、

アジアからは、韓国、ベトナム、インドネシア、モンゴル、ネパール、キルギス、タイ、ミャンマー、そして、ブータン、

大洋州からは、オーストラリア、ニュージーランド、そして、フィジー、パプア・ニューギニア、サモア

北米からはカナダ、

南米からはブラジル、ペルー、アルゼンチン、

欧州からは、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク、スイス、ポーランド、

また、自らも困難な状況にあるウクライナも派遣している。

まさに、世界のあらゆる地域から、六十二か国が部隊等を派遣し、南スーダンのために力を合わせている。

七月の衝突事案の後も、部隊を撤退させた国はない。むしろ、国連は、新たに四千人の地域保護部隊を創設し、増派を決めるなど、国際社会は取組を強化している。

【意義】

- 3 南スーダンには六カ国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結び、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一國のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものである。

また、アフリカの多くの国が苦しんでいる不安定と治安の問題を解決するという意味で、アフリカ全体の「希望」につながるものである。このような意味で自衛隊派遣は大きな意義があると考えている。

このような自衛隊派遣は、南スーダン政府や国連をはじめ、国際社会から高い評価を受けている。

5

今や、いかなる国も、一国だけでは自国の平和を守れない。一國平和主義ではいられない。国際社会の平和と我が国の平和は、分かち難いものである。

だからこそ、自衛隊は海外でリスクを負いながらも、国際社会の平和と安定のために貢献している。

【派遣の判断要素】

- 4 自衛隊を派遣し、活動を継続するに当たっては、大きく、二つの判断要素がある。

まずは、要員の安全を確保した上で、意義のある活動を行えるか、ということであり、

もう一つは、PKO参加五原則を満たしているか、という憲法との関係の判断である。

【自衛隊の活動】

- 5 自衛隊の派遣は、先に述べたとおり、大きな意義のあるものであり、現在も、厳しい情勢の下ではあるが、専門的な教育訓練を受けたプロとして、安全を確保しながら、道路整備や避難民向けの施設構築を行うなど、意義のある活動を行っている。
危険の伴う活動ではあるが、自衛隊にしかできない責務を、しっかりと果たすことができている。

【PKO参加五原則】

- 6 他方、PKO参加五原則については、憲法に合致した活動であることを担保するものである。この場合、議論すべきは、我が国における、法的な意味における「武力紛争」が発生しているか、であり、

具体的には「国家又は国家に準ずる組織の間で行われるものである戦闘行為」が発生しているかである。（これは憲法との関係であり、その意味において我が国独自の問題である。）

- 7 南スーダンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じているが、武力紛争の当事者（紛争当事者）となり得る「国家に準ずる組織」は存在しておらず、当該事態は「戦闘行為」が発生したと評価し得るものではない。

また、我が国における、法的な意味における「武力紛争」が発生したとは考えていない。

- 8 今後も、南スーダンにおいて「武力衝突」の発生は十分に予想されるが、PKO参加五原則は、引き続き、維持されるものと考えている。

今後とも、緊張感を持って現地情勢を注視しながら、参加五原則の下で活動を行っていく。

このようなことから、引き続き、自衛隊の派遣を継続することが適当であると考えている。

